

戸田市第5次総合振興計画  
基本構想（素案）

# 目次

## 【序】

第1章 総合振興計画の概要 .....	2
1 総合振興計画の目的 .....	2
2 総合振興計画の構成と期間 .....	3
(1) 基本構想 .....	3
(2) 基本計画 .....	3
(3) 実施計画 .....	3
3 各種計画等との関連性 .....	4
(1) 各種計画 .....	4
(2) 都市マスタープラン .....	4
4 計画の特徴 .....	5
(1) 協働のプロセスにより策定した計画 .....	5
(2) 目標達成のための進行管理ができる計画 .....	5
(3) 変化に対応できる計画 .....	5
第2章 策定に当たっての背景 .....	6
1 社会経済環境 [時代潮流] .....	6
(1) 人口減少と少子高齢化の進行 .....	6
(2) 安全・安心への意識の高まり .....	6
(3) 持続可能な社会経済への転換 .....	7
(4) 技術革新の進展 .....	7
(5) 社会の成熟化と価値観の多様化 .....	8
(6) 協働によるまちづくりの進展 .....	8
2 市民意識調査 .....	9
(1) 調査の目的 .....	9
(2) 調査の方法 .....	9
(3) 調査結果から見る定住意向とまちづくりに対する意識 .....	9
3 協働会議 .....	13
(1) 協働会議の目的 .....	13
(2) 協働会議からの主な提言 .....	13
4 人口推計 .....	14
(1) 人口の現状分析 .....	14
(2) 人口の推計に当たって .....	15
(3) 推計結果 .....	16

5	財政状況.....	17
	(1) 歳入と歳出の分析 .....	17
	(2) 貸借対照表と行政コスト計算書の分析 .....	19
	(3) 戸田市の財政上の特徴.....	20
6	持続可能な開発目標（SDGs） .....	21
	(1) SDGs の理念.....	21
	(2) 総合振興計画における SDGs の視点.....	22

## 【第Ⅰ部 基本構想】

1	将来都市像 .....	24
2	基本目標.....	25
3	計画推進のために .....	27

## 序

戸田市第5次総合振興計画の策定に当たって

## 第1章 総合振興計画の概要

### 1 総合振興計画の目的

---

戸田市は、これまで4次にわたる総合振興計画により、時代の潮流と課題に対応し、市の発展に努めてきました。その結果、全国的に人口減少が進む中、戸田市の人口は増え続け、多くの方に選ばれる住みよいまちとして発展してきました。一方で、特に若年層における人口の流出入が激しいという特徴があることや、現在は市民の平均年齢は低いですが、将来的には他の自治体と同様に、少子高齢化の影響が大きくなっていくことが予想されます。

このような社会状況の中、これまで以上に時代の変化に伴う市民ニーズに柔軟に対応するとともに、行政の取り組みを市民に分かりやすく伝えることが求められています。

戸田市第5次総合振興計画（以下「本計画」という。）は、戸田市の自治を推進し、理想のまちを実現するために制定された戸田市自治基本条例が制定されて以降、初めて策定する総合振興計画となります。そのため、本計画では自治基本条例の理念である「協働」を体現し、市民・議会・行政が互いに協力しながら課題を解決していくことで、未来を創っていく必要があります。

そこで、戸田市の未来に向け、本市の目指す将来都市像を明確にし、まちづくりの指針となる、本計画を策定します。

## 2 総合振興計画の構成と期間

総合振興計画は、今後のまちづくりを進める上の最上位計画として、これからのまちづくりの指針となる将来への道しるべというべき計画です。

本計画は、「基本構想」「基本計画」「実施計画」により構成します。

### (1) 基本構想

本市における総合的かつ計画的なまちづくりを進めるため、市民・議会・行政の三者が協力して目指す将来都市像を示します。また、将来都市像の実現に向け、まちづくりの基本目標及び計画推進のための考え方を示します。基本構想の計画期間は、令和3年度から令和12年度までの10年間とします。

### (2) 基本計画

基本構想において定められた将来都市像を実現するため、必要な施策を具体的・体系的に定めるとともに、各施策の目的や主な取り組み内容、目標指標を示しています。基本計画の期間は、前期を令和3年度から令和7年度、後期を令和8年度から令和12年度の各5年間とします。

### (3) 実施計画

施策ごとの目的を達成するため、3か年に実施する具体的な方策を、財政的な裏付けを持って示します。実施計画は、計画的な行財政運営の具体的な取り組みを示すものであり、社会や経済環境の変化等に迅速に対応するため、毎年見直しを行い、各年度の予算編成の指針とします。

図表1 戸田市第5次総合振興計画の期間

令和(年度)	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
基本構想	10か年									
基本計画	前期5か年					後期5か年				
実施計画	3か年									
		3か年								
			3か年							

### 3 各種計画等との関連性

#### (1) 各種計画

総合振興計画は、本市における全ての行政分野にわたる基本的な指針です。

また、国土強靱化の観点から様々な分野の計画の指針となる「国土強靱化地域計画」、人口減少の克服・地方創生を所掌する「まち・ひと・しごと創生総合戦略」についても、市政全体に係る計画であることから、本計画に統合し、一体的に策定します。

さらに、各分野の個別計画を含む本市の他の計画については、本計画と整合性を保ち、共通の方向性を持たせることで、実効性を高めていきます。

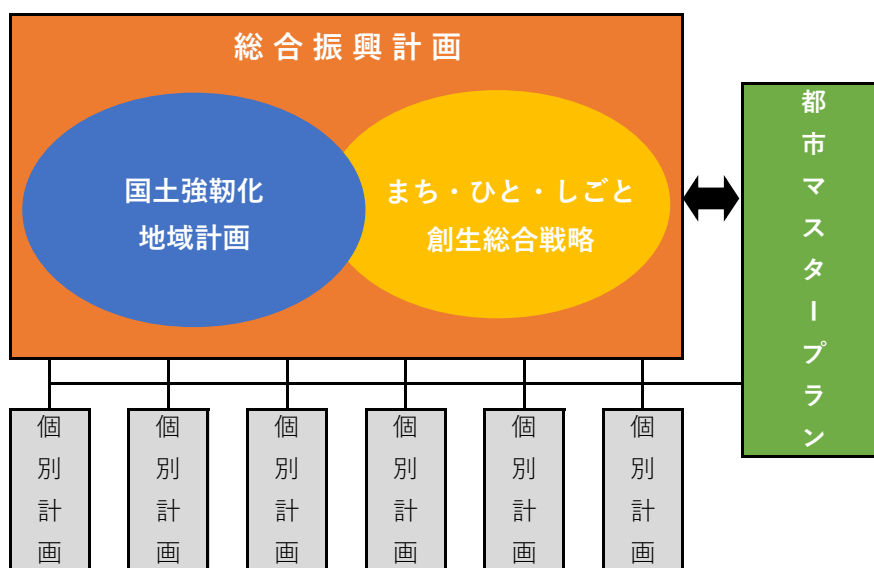
#### (2) 都市マスタープラン

都市マスタープランは、概ね 20 年後の都市の姿を展望した上で定めることが望ましいとされています。将来の都市構造及び都市づくりの方針については、より長期的な視点を持って取り組んでいく必要があります。

そのため、本計画における将来の都市構造及び都市づくりの方針については、令和 17 年を目標年次とする「第 2 次戸田市都市マスタープラン（改定版）」（平成 31 年 1 月策定）に沿って進めていくこととします。

※詳細については、資料編「第 2 次戸田市都市マスタープラン（改定版）」に記載しています。社会情勢の変化等により、目標年次である令和 17 年を迎える前に見直しをすることがあります。

図表 2 総合振興計画と各種計画等との関連性



## 4 計画の特徴

---

### (1) 協働のプロセスにより策定した計画

本計画は、平成 26 年に戸田市自治基本条例が制定されて以降、初めて策定する総合振興計画です。条例の趣旨である「協働の原則」及び「協議の原則」を踏まえ、戸田市第 5 次総合振興計画協働会議（以下「協働会議」という。）などの仕組みを設定し、市民・議会・行政の協働により策定した計画となります。また、本計画の実行に当たっても、協働の理念に沿って、これまで以上に協働のまちづくりを進めていくことが重要と位置付けています。

### (2) 目標達成のための進行管理ができる計画

行政評価制度と連動し確実な進行管理ができるよう、明確な目標と指標を設定しています。施策の指標には、行政の活動の状況を表す「アウトプット指標」ではなく、その結果として社会に生じた変化を表す「アウトカム指標」を設定することに努め、市民への説明責任を果たすとともに、施策と目標の関係性を明確にしています。

### (3) 変化に対応できる計画

複雑化する地域課題に対しては、分野横断的に対応することが重要であるとともに、変化の激しい時代において、社会経済環境への迅速な対応が必要です。そのため、複雑化する課題に確実かつ迅速に対応することができるよう、従来以上に各組織が連携して取り組む施策体系としたことにより、変化に対し柔軟かつ組織横断的に対応できる計画としています。



## 第2章 策定に当たっての背景

### 1 社会経済環境 [時代潮流]

本計画の策定に当たり、本市を取り巻く社会経済環境の変化を捉える必要があるため、時代の潮流について整理します。また、これらを踏まえた本市の課題については、第II部の基本計画において記述しています。

#### (1) 人口減少と少子高齢化の進行

我が国の総人口は、平成27年国勢調査では1億2,709万人となっていますが、未婚率の上昇や出生数の減少などを背景に、長期の人口減少過程に入っています。令和35年には1億人を割った後、令和47年には8,808万人にまで落ち込むことが予想されています（国立社会保障・人口問題研究所による平成29年の出生中位・死亡中位推計）。また同年には、年少人口（0～14歳）が898万人（10.2%）、生産年齢人口（15～64歳）が4,529万人（51.4%）、高齢者人口（65歳以上）が3,381万人（38.4%）となり、ますます少子高齢化が進むものと予測されています。

人口減少と少子高齢化が進行すると、経済の停滞や社会保障への深刻な影響が懸念されることから、「右肩上がり」を前提としたこれまでの社会経済の在り方に著しい変化が求められています。そのため、国では現在、「地方創生」という考えのもと、人口減少や少子高齢化が進んでいる地方に首都圏から人が流れるような仕組みをつくとともに、各自治体が、持続可能なまちとして運営できるような支援を進めています。これにより、自治体では若者の働く場を確保することや、子どもを生み育てやすい仕組みをつくるなど、様々な取り組みが進んでいる状況です。

#### (2) 安全・安心への意識の高まり

我が国は、地震、台風、豪雨、土砂災害、津波、火山噴火、豪雪などによる災害が発生しやすい自然的条件のもとにあります。特に近年は全国各地で大規模な地震・風水害が頻発しており、災害に強いまちづくりの重要性が高まっています。

このため国は、必要な事前防災及び減災その他迅速な復旧復興に資する施策を総合的かつ計画的に実施するため、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」を平成25年に制定するとともに、国土強靱化基本計画を策定しました。地方自治体にも国土強靱化地域計画の策定が求められています。このような背景のもと、防災・減災に対する人々の意識も高まっており、行政が担う「公助」に加え、自分の身

は自分で守る「自助」や、地域コミュニティで助け合う「共助」への意識も高まっています。

また、人々の生活を脅かす問題として、子どもや高齢者を狙った犯罪や、インターネットを介した犯罪等も大きな社会問題となっているほか、我が国ではこれまで整備してきた都市基盤や公共施設といった社会資本の老朽化対策が深刻な問題となっており、計画的な更新・整備等が急がれています。

### （３）持続可能な社会経済への転換

平成 27 年 9 月の国連サミットで、令和 12 年までの国際目標である「持続可能な開発目標（SDGs）」が採択され、「エネルギー」「生産・消費」「気候変動」など多様な領域における取り組みが進められています。また、同年 12 月には、国連気候変動枠組み条約第 21 回締約国会議（COP21）で、地球温暖化対策の新たな枠組み「パリ協定」が採択され、今世紀後半に世界の温室効果ガス排出量を実質ゼロにする目標が示されました。

我が国でも、東日本大震災を契機として、エネルギーに関する国民的な議論が喚起されました。こうした中で現在、社会全体で従来のシステムに代わる持続可能なモデルへの転換を求める動きが強まっています。さらに、ライフスタイルを見直し、自然環境や生活環境に目を向ける動きが国民の間で活発になっており、「国民生活に関する世論調査」（内閣府、平成 30 年）では、今後の生活について「物質的にある程度豊かになったので、これからは心の豊かさやゆとりのある生活することに重きをおきたい」と答えた人の割合が 61.4%となっています。今後も長期的に人口減少が進み、高度経済成長期のような経済の拡大が困難とみられる中、自然と調和のとれた循環型社会への移行が望まれ、従来の物質的な豊かさだけでなく、文化的・精神的な豊かさを追求する傾向が強まっています。

### （４）技術革新の進展

ICT の発展により、我が国が抱える様々な課題解決に向けた取り組みが加速しています。特に AI や IoT、ビッグデータなど、新たな技術を活用した産業が大きく成長しています。国は平成 27 年、「第 5 期科学技術基本計画」を策定し、「狩猟社会」「農耕社会」「工業社会」「情報社会」に次ぐ新たな社会として「Society5.0」を提唱し、インターネット上の仮想空間と現実空間を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の両立を目指した取り組みを進めています。

さらに、先端技術の発展により、商品・サービスを保有する個人と利用したい個人のマッチングを可能にするプラットフォームが整備され、「空間」「モノ」「スキル」などをインターネットを通じて共有する「シェアリングエコノミー」が近年拡大傾向にあります。

このほか、AI を含む先端技術は、保健・医療、介護、製造業、行政サービス、教育といった幅広い分野への活用が見込まれており、今後、生産年齢人口の減少が予想される中でも、社会の利便性をさらに高めていくことが期待されています。

#### (5) 社会の成熟化と価値観の多様化

我が国は、1990年代までに、経済成長を通じて多くの人々が物の豊かさを実感できる社会をつくりあげましたが、近年では、生活の質の向上や精神的な充実を重視する社会へと変貌を遂げつつあります。こうしたことを背景に、個人の価値観やライフスタイルも多様化しており、「その人らしく生きられることの重要性」に対する社会的な理解にもつながっています。

国は平成28年、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律を制定し、障害を理由とした不当な差別を禁止した上で、過重な負担の無い範囲で社会的障壁の除去を行う「合理的配慮」を国や自治体などに対し法的に義務付け、民間事業者には努力義務としました。また、性的少数者への配慮のため、自治体が申請書等の性別欄を見直すことや、民間企業が性的少数者に配慮したトイレを設置するなど、様々な取り組みが広がっています。このほか、働き方に関する議論も盛んで、残業時間の短縮や、男性の育児休暇の取得など、ワーク・ライフ・バランスの充実や労働生産性の向上に対する社会的な要求が高まっています。

こうした背景のもとで国は、性別や年齢、障害の有無にかかわらず、誰もが活躍できる「全員参加型社会」の実現を目指した取り組みを進めています。

#### (6) 協働によるまちづくりの進展

我が国全体で見れば、人口減少や行政ニーズの多様化、財政の悪化など、地域社会における課題は複雑化かつ多様化しており、地域の実情に応じた柔軟な対応が求められています。そのため、地方自治体には、自立的な行財政運営により、持続可能な都市経営を目指すことがこれまで以上に求められています。

持続可能なまちづくりにおいては、協働という概念の浸透が大きな潮流としてあげられます。情報公開や意見聴取等に留まらず、市民と行政との合意形成や、さらには、地域の課題を住民自らが解決していくための仕組みづくりが進められ、各自治体では、まちづくりの基本ルールを定めた、いわゆる自治基本条例の制定も進みました。複雑な地域課題の解決に当たっては、行政のみならず、市民・地域活動団体・民間企業など様々な主体が協力して取り組むことが重要となっています。この協働の推進のためには、地域に誇りと愛着を持ち、自ら参加するという意識の醸成が重要とされており、市民によるワークショップ等の取り組みも盛んになっています。

## 2 市民意識調査

### (1) 調査の目的

本計画の策定に当たり、市民生活及び市政に関する市民の意見や要望を把握し、計画を策定する際の基礎的な資料として活用するために、市民意識調査を実施しました。

なお、市民意識調査は、定点調査として4年に一度実施しているものです。

※市民意識調査の調査票については、資料編「平成30年度戸田市市民意識調査票」に記載しています。

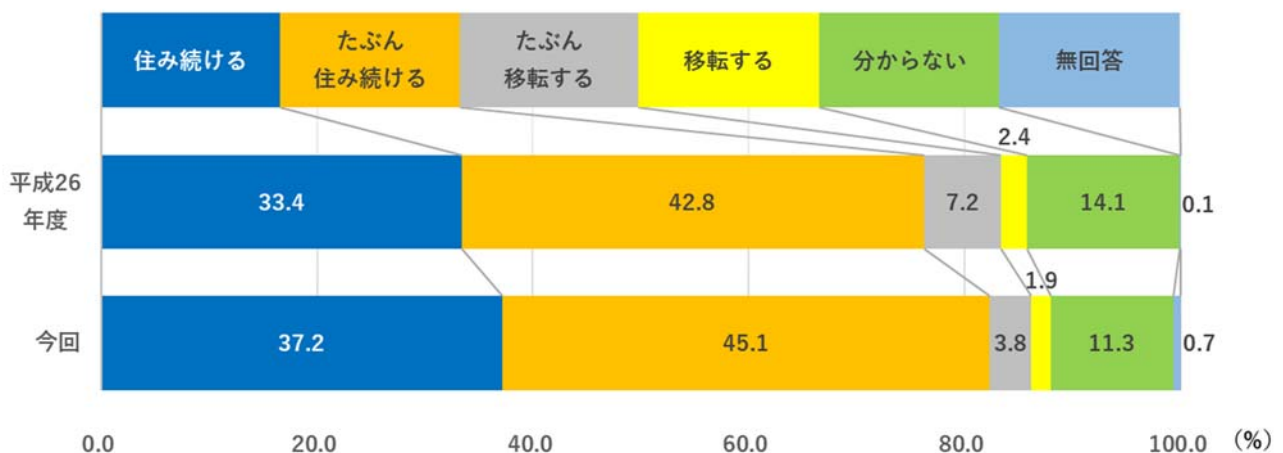
### (2) 調査の方法

市民意識調査は、無作為に抽出した満16歳以上の市民3,000人を対象に、平成30年8月1日から8月31日の期間で行いました（郵送による配布、郵送・インターネットによる回答）。有効回答数は1,172人、回答率は39.1%でした。

### (3) 調査結果から見る定住意向とまちづくりに対する意識

戸田市は人口の流入流出が激しいという特徴があることから、戸田市にこれからも住み続ける意向があるのかを調査したところ、「住み続ける」(37.2%)、「たぶん住み続ける」(45.1%)と答えた割合の合計が、前回調査時（平成26年度実施）の76.2%から82.3%に増加し、さらに、「たぶん移転する」(3.8%)、「移転する」(1.9%)と答えた割合の合計が、前回調査時の9.6%から5.7%に減少していることから、定住意向が高まったことが示されています。

図表3 戸田市への定住意向（平成26年度と今回調査の比較）



年齢別にみると、「住み続ける」については、50歳代では若干低くなるものの、年齢が上がるほど高くなる傾向が見られます。一方、「たぶん移転する」では20歳代で、「移転する」では10歳代で他の年代と比べ高くなっています。

図表4 戸田市への定住意向（年齢別）

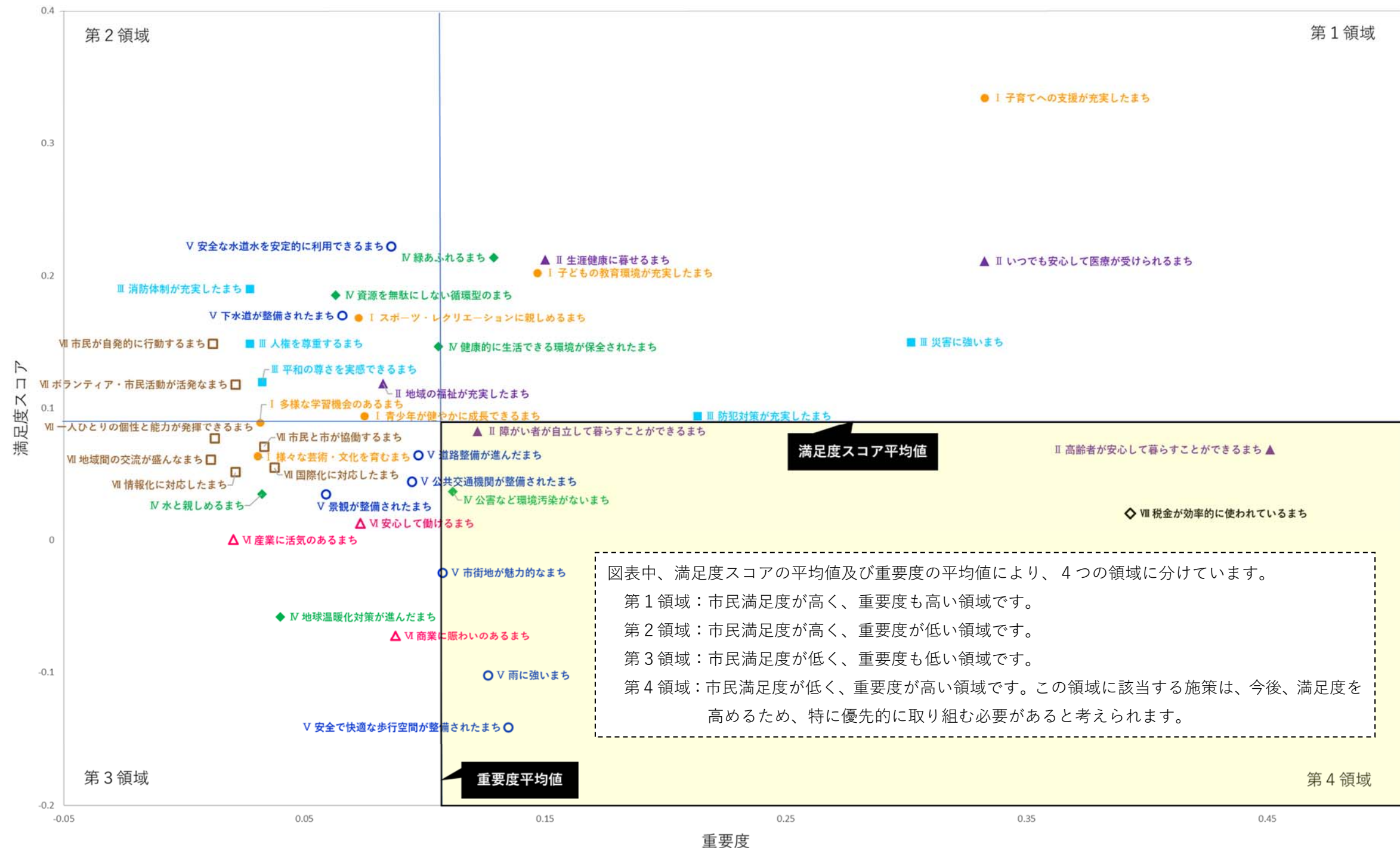
		住み続ける	たぶん住み続ける	たぶん移転する	移転する	わからない	無回答
全体(1,172)		37.2	45.1	3.8	1.9	11.3	0.7
年齢別	16～19歳(32)	15.6	50.0	6.3	9.4	18.8	0.0
	20～29歳(109)	18.3	42.2	12.8	4.6	22.0	0.0
	30～39歳(182)	28.6	48.9	7.1	2.2	13.2	0.0
	40～49歳(233)	34.8	51.1	1.3	2.1	10.3	0.4
	50～59歳(215)	31.6	52.6	3.7	0.9	11.2	0.0
	60～69歳(169)	42.6	42.0	3.0	1.8	10.1	0.6
	70歳以上(226)	60.2	32.3	0.0	0.0	5.8	1.8

また、行政が取り組んでいる各施策分野に対して、戸田市民が現時点でどれほど満足しているのか、また、これから先どういったまちづくりが重要と考えているのかを調査しています。なお、各施策分野は、戸田市第4次総合振興計画における基本目標Ⅰ～Ⅶ、目標(Ⅷ)で分類しています。その調査結果をもとに施策体系別に「現在の満足度」と「今後の重要度」について分析を行いました。満足度は、各施策分野に対し、「満足」「まあ満足」と回答した割合から、「やや不満」「不満」と回答した割合を差し引いた値である満足度スコアを値として用いています。

一方、重要度は、各施策分野の一覧の中から、重要であると思うものを5つ回答してもらい、全有効回答票のうち、重要と感じている回答割合を値としています。

図表5において、太枠で囲まれた右下の領域は、満足度が低く、重要度が高い領域であり、今後最も優先して取り組む必要があります。この領域には、「障がい者が自立して暮らすことができるまち」「高齢者が安心して暮らすことができるまち」「公害など環境汚染がないまち」「安全で快適な歩行空間が整備されたまち」「雨に強いまち」「税金が効率的に使われているまち」の施策が該当しました。

図表5 戸田市全体の施策の満足度と重要度



### 3 協働会議

---

#### (1) 協働会議の目的

本計画の策定に当たり、様々な視点から未来のまちづくりの方向性等について協議し、市長に提言することを目的として、平成30年11月から令和元年7月にかけて、全8回にわたり協働会議を開催しました。戸田市自治基本条例を踏まえた協働の実践の場として、委員は公募市民・団体推薦市民・市議会議員・市職員など、様々な立場にある41名から構成されました。

#### (2) 協働会議からの主な提言

協働会議では、グループごとにテーマを分担し、以下の項目について議論をしました。

- 1.本テーマにおけるキーワード
- 2.現状・課題・問題点
- 3.今後目指すべき理想の姿とそれに対する考え方（提言）
- 4.理想の姿実現のための参考となる取り組み・意見集
- 5.テーマに係る三者の役割分担について

各テーマで具体的な意見が出ましたが、全テーマに共通するまちづくりの基本的な考え方として、市民・議会・行政が情報の提供・共有を行いながら、「地域への愛着を育むこと」「人と人（各主体同士も含む）との繋がりを大切に育てていくこと」などの意見が出されました。

また、これからのまちづくりには「このまちの未来を自分のこととして考え、担う」という思いを持って、市民・議会・行政が課題解決に共に取り組むことが求められるという提言がありました。

※協働会議の経過及び提言書の内容については、資料編「戸田市第5次総合振興計画協働会議提言書」に記載しています。

## 4 人口推計

### (1) 人口の現状分析

住民基本台帳から戸田市の総人口をみると、令和元年には140,328人（10月1日現在、以下同じ）となっています。戸田市第4次総合振興計画開始年次である平成23年には124,916人であったものが、15,412人増加したことになり、全国有数の人口増加地域となっています。

年齢3区分別人口では、年少（0～14歳）人口・生産年齢（15～64歳）人口・老年（65歳以上）人口とも、実数の増加が続いています。しかし、平成28年からは年少（0～14歳）人口を老年（65歳以上）人口が上回っており、次第に高齢化しつつあります。令和元年10月1日時点の高齢化率は16.4%となっています。

図表6 年齢3区分別人口の推移





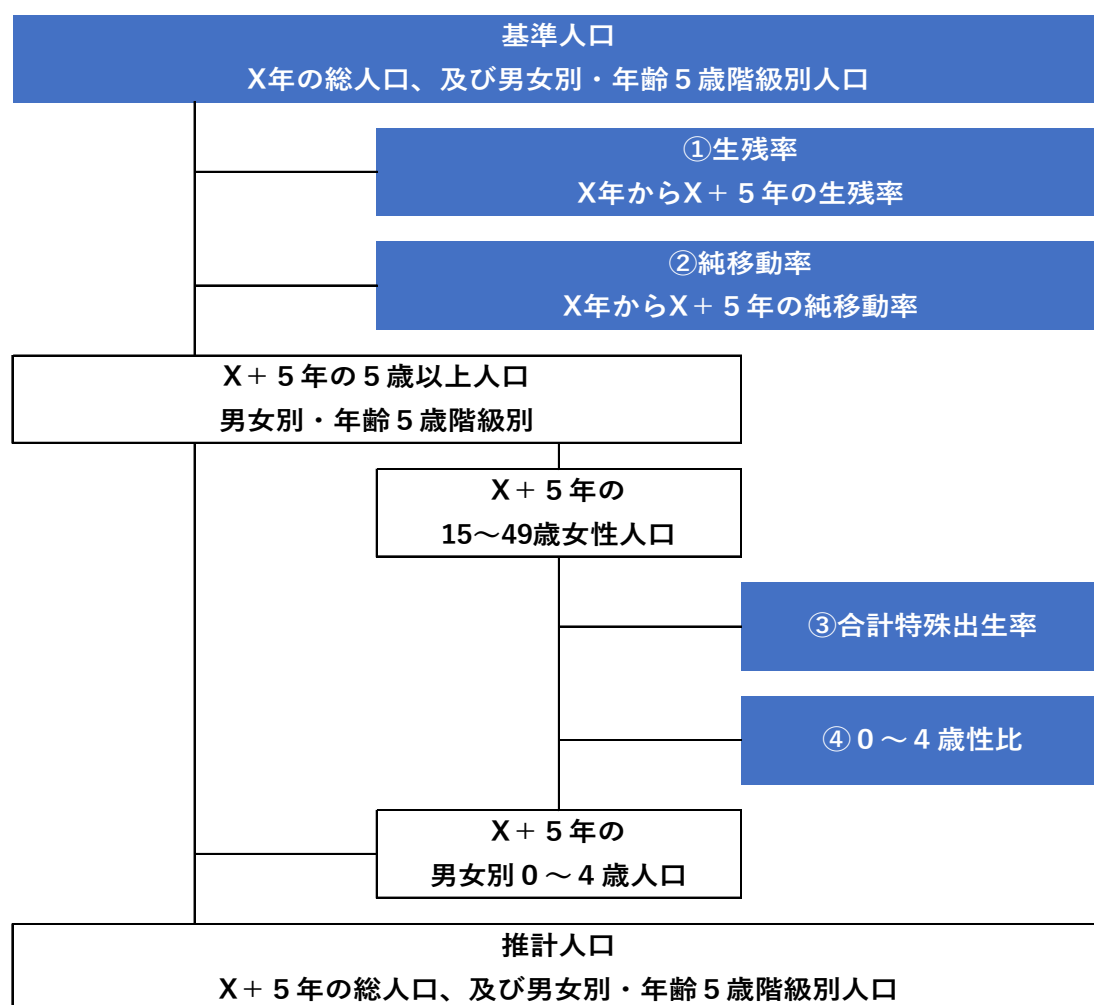
(2) 人口の推計に当たって

①人口の推計方法

推計に当たっては、将来人口に大きな影響を及ぼす「合計特殊出生率」と、「純移動率」に着目するものとし、双方を個別にシミュレーションできる「コーホート要因法」を用います。

この手法によれば、国立社会保障・人口問題研究所が公表している推計結果（『日本の地域別将来推計人口』（平成 30 年推計\_戸田市）や、推計に当たって用いられた仮定値（出生・死亡や人口移動に関するパラメータ）が利用可能です。

図表 7 コーホート要因法の手順 ※丸数字は仮定値



②推計の基礎数値

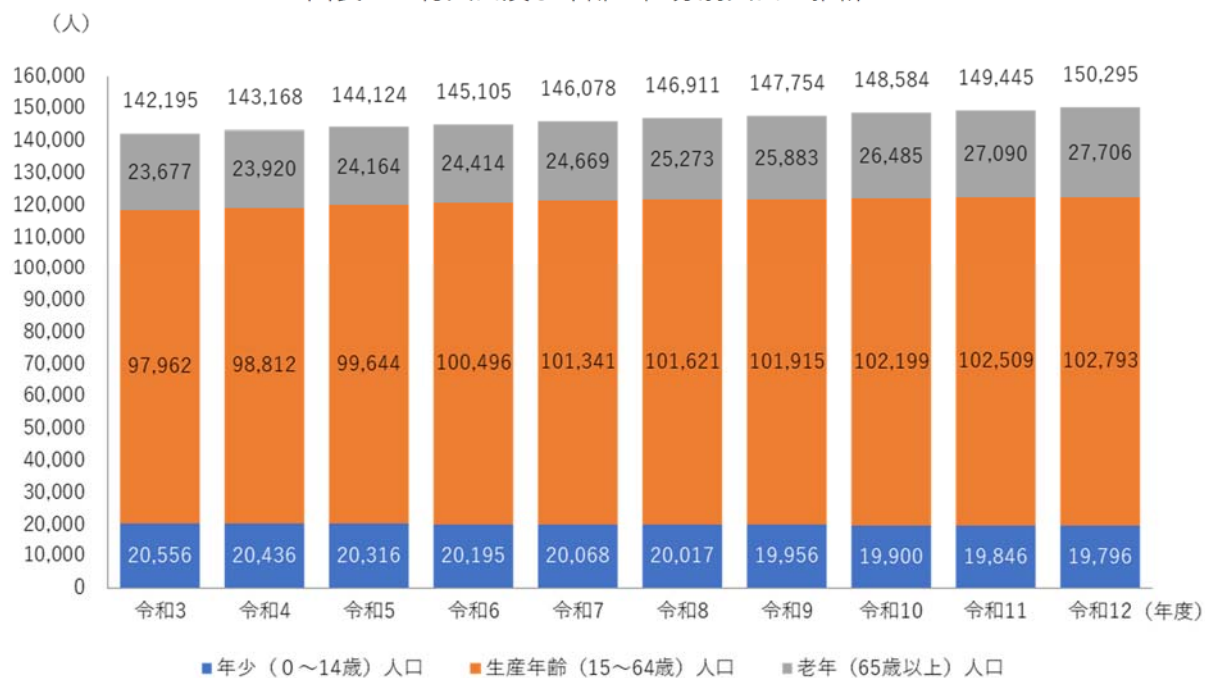
合計特殊出生率：1.40 から次第に上昇、令和 22 年に 1.80 に達し、以降固定  
 純移動率：①10 代、20 代の転入率の減少幅を、令和 2 年を基準として 5%抑制  
 ②年少人口及び 30 代、40 代の転出超過を 5%減少

### (3) 推計結果

戸田市の総人口は、本計画の計画期間を通じて増加し、計画の最終年度である令和12年度には、約150,000人に達すると見込まれます。

年少（0～14歳）人口が横ばい傾向に転じる一方で、老年（65歳以上）人口は増加を続け、高齢化が進行するものと予測されます。

図表8 総人口及び年齢3区分別人口の推計



## 5 財政状況

本計画の策定に当たり、現在の財政状況及び将来の財政見通しを把握するため、財政分析を実施しました。

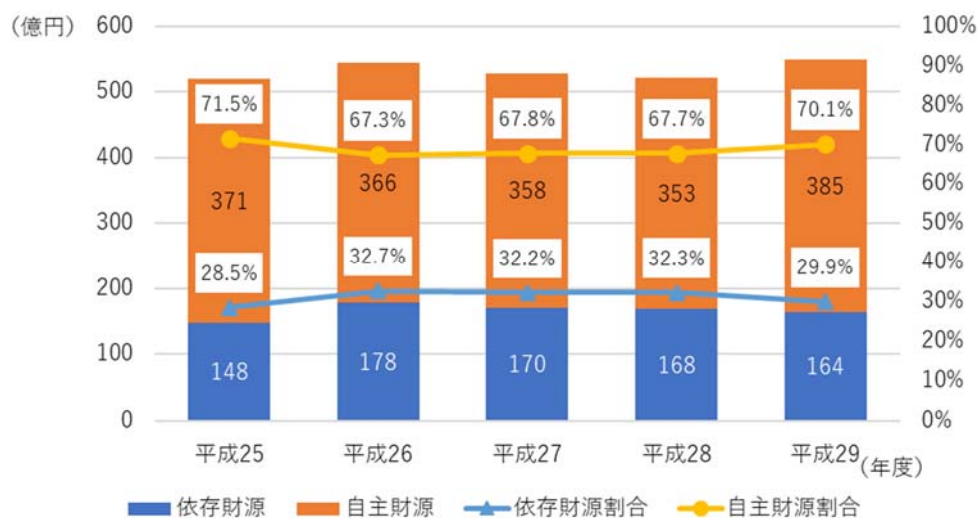
財政分析は、主に、平成 25 年度から平成 29 年度までの普通会計の歳入と歳出の状況、貸借対照表、行政コスト計算書を用いて行いました。また、本市の財政状況の特徴を把握するため、本市の類似団体との比較分析を行いました。

### (1) 歳入と歳出の分析

本市の財政規模は、平成 29 年度決算（普通会計）では、歳入の総額が 549 億円、歳出が 516 億円となっています。現在の財政状況は、主要な財政指標からみて健全な水準が保たれており、類似団体と比較しても良好な水準にあります。

歳入に占める自主財源の比率は 70.1%、依存財源の比率は 29.9%となっています。類似団体と比較すると、本市の自主財源の比率は大きく、自立した財政運営が可能になっていることが示されています。

図表 9 歳入の推移

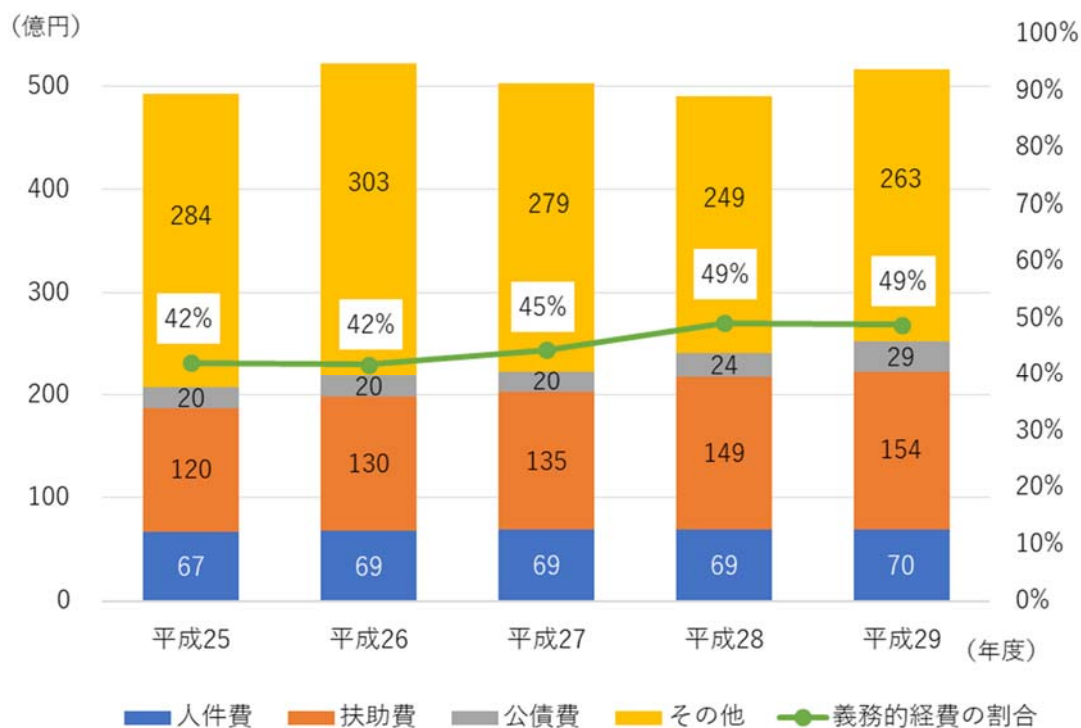


図表 10 財政指標による類似団体比較（平成 29 年度）

	戸田市	類似団体平均
実質公債費比率 (%)	4.3	2.9
将来負担比率 (%)	30.9	32.1
財政力指数	1.23	0.96
経常収支比率 (%)	89.0	94.4
依存財源割合 (%)	29.9	40.2
自主財源割合 (%)	70.1	59.8

歳出額の年次変化については、人件費・扶助費・公債費を合計した義務的経費が歳出総額に占める割合でみると、徐々に増加しており、平成 29 年度には 49%となっています。その中でも、扶助費が大きな割合を占め、増加しています。

図表 11 歳出の推移



## (2) 貸借対照表と行政コスト計算書の分析

地方公会計では、複式簿記による発生主義会計の導入により、現行の現金主義会計では把握できないストック情報や、見えにくいコスト情報を補完することが可能になります。財政の透明性を高め、市民への説明責任をより適切に図るほか、公共施設マネジメントへ活かすことが可能です。

### ①貸借対照表

貸借対照表を類似団体と比較すると、本市は純資産比率が高く、将来世代負担比率が低いことがわかります。純資産比率が高いということは、形成された資産のうち、これまでの世代の負担により賄われた資産の割合が高いということになります。将来世代負担比率は、有形固定資産を地方債などの借入によって調達した比率を表しており、低い数値であるということは、これまでの社会資本整備のための財源について、地方債への依存度が低く、将来の世代の負担が少ないことを表しています。

有形固定資産減価償却率により、取得した資産が耐用年数に対し、どの程度の年数が経過しているのかを全体として把握することができます。本市の施設は、一般会計等でみると60%以上が減価償却されており、既に耐用年数に対して半分以上経過していることがわかります。

図表 12 一般会計等貸借対照表による類似団体比較（平成 29 年度）

	戸田市	類似団体平均
人口（H30.1.1）（人）	138,738	123,659
財政力指数	1.23	0.96
資産合計（百万円）	256,695	153,485
負債合計（百万円）	32,387	35,144
純資産合計（百万円）	224,307	118,340
有形固定資産合計（百万円）	237,622	142,983
減価償却累計（償却資産）（百万円）	110,004	89,532
市民1人当たり資産（千円）	1,850	1,230
市民1人当たり負債（千円）	233	286
有形固定資産減価償却率（%）	64.1	62.6
純資産比率（%）	87.4	74.6
地方債（百万円）	22,859	25,394
1年以内償還予定地方債（百万円）	3,031	2,758
将来世代負担比率（%）	10.9	22.3

## ②行政コスト計算書

一般会計等の行政コスト計算書を比較すると、本市の人口一人当たりの純経常行政コストは、類似団体よりもやや高めになっています。

図表 13 一般会計等行政コスト計算書による類似団体比較（平成 29 年度）

	戸田市	類似団体平均
人口（H30.1.1）（人）	138,738	123,659
財政力指数	1.23	0.96
経常費用（A）（百万円）	45,448	38,209
経常収益（B）（百万円）	3,305	1,589
純経常行政コスト（A-B）（百万円）	42,143	36,620
市民 1 人当たり経常費用（千円）	328	309
市民 1 人当たり経常収益（千円）	24	12
市民 1 人当たり純経常行政コスト（千円）	304	296

## （3）戸田市の財政上の特徴

### ①健全な財政状況にある

本市は、自主財源の割合が高く、自立性の高い財政運営を行っており、市民の新たな行政ニーズに比較的対応しやすい財政状況といえます。今後も健全な財政状況を保つには、予想される高齢化の進行に伴う歳出増加への適切な対応が必要です。

### ②現状では将来世代の負担が少ないが今後更新が必要となる老朽化した施設が多い

本市がこれまで行ってきた社会資本整備のための財源は、地方債への依存度が低く、将来の世代の負担が少ない状況です。一方、これまでに取得した資産の 60%以上が減価償却されており、耐用年数に対して半分以上経過しています。今後施設の更新を行っていく際には、将来世代への負担を考慮して進めていく必要があります。

### ③人口一人当たりの純経常行政コストが高い

扶助費の増加や義務的経費の割合の増加という状況の中で、本市の市民一人当たりの純経常行政コストは、類似団体よりもやや高めになっています。今後は、行政コストを一層意識した行政運営が必要となってきます。

## 6 持続可能な開発目標 (SDGs)

### (1) SDGs の理念

2015 年 9 月の国連サミットにおいて、全会一致で持続可能な開発目標 (Sustainable Development Goals : SDGs) が採択されました。SDGs は、「我々の世界を変革する」を合言葉に、「誰一人取り残さない」社会を実現するため、経済・社会・環境に関する課題に統合的に取り組む 2030 年を期限とした国際目標です。

SDGs には、17 のゴールの下に 169 のターゲットが設定されており、さらにその下に 232 のインディケーター (指標) が設定されています。また、国は SDGs の目標を達成するために定めた「持続可能な開発目標 (SDGs) 実施指針 (以下、「SDGs 実施指針」という。))」において、以下の 5 つの主要原則を重視することとしています。

- ① 普遍性：先進国も途上国も、全ての国が目標に向けて行動する。
- ② 包摂性：人間の安全保障の理念を反映し、「誰一人取り残さない」社会を実現する。
- ③ 参画型：あらゆるステークホルダー (国、自治体、企業、コミュニティ等) が協力する。
- ④ 統合性：経済・社会・環境の統合的視点を持って取り組む。
- ⑤ 透明性と説明責任：定期的にフォローアップを行う。



## (2) 総合振興計画における SDGs の視点

SDGs は、国際的な課題だけでなく、国内の地域の課題の解決にも貢献します。また、地方自治体における SDGs の達成に向けた取り組みは地方創生の実現にも資するものとされており、本市は地方創生 SDGs 官民連携プラットフォームの会員にもなっています。さらに、国が示す SDGs 実施指針においても、各地方自治体が策定する各種計画等には SDGs の要素を最大限反映することを奨励するとされています。そのため、本計画に基づき持続可能なまちづくりを進めることにより、本市は SDGs の達成に貢献します。

※本計画の各施策と SDGs との関連性は、資料編「施策と SDGs」に記載しています。



第 I 部  
基本構想

## 1 将来都市像

---

戸田市は、東京近郊の工業都市として、また、JR 埼京線開通以降は都市部において自然豊かな住宅都市として発展してきました。この背景には、先人たちがこのまちの魅力を高めながら、便利な生活を送ることができる都市へと発展させてきた歴史があります。その結果、戸田市は全国的に人口減少・少子高齢化が進んでいる状況の中でも、高い水準の人口増加率を維持し、かつ、市民の平均年齢が若く高齢化率が低いという、全国有数の若く、伸びゆく都市となりました。

現在の戸田市は、近隣市と比較して従業の場としての拠点性を有しているものの、交通便利性の高さを背景とした若年層の転出入が多いベッドタウンという特性があります。常にフレッシュな活力が生み出されてきた一方で、人の入れ替わりが激しい地域では人と人との繋がりが醸成されにくい、といった課題も生じています。

そこで、戸田市では、戸田市自治基本条例において「私たち（市民・議会・行政）は、自らの意思と責任に基づいて、未来に向かって知恵と力を出し合い、みんなで協働のまちづくりを進めていく」ことを宣言し、協働によるまちづくりを推進してきました。

今後は、これまでの取り組みをさらに進め、「みんな」がまちづくりを「我が事」として捉え、主体的・積極的に参画し、戸田市の新たな価値や魅力を「共に創出」していくことを目指します。また、便利で快適なだけでなく、自然災害などに強い都市環境を目指し、子どもから高齢者まで、誰もがその人らしく安心して住み続けられる環境づくりを進めていきます。

そこで、戸田市の目指す将来都市像を、次のように定めます。

### 『このまちで良かった』

**みんな輝く 未来共創のまち とだ**

## 2 基本目標

---

将来都市像を実現するために、7つの基本目標を掲げています。また、それぞれの目標が目指すべき姿を示しています。

### 基本目標Ⅰ 子どもが健やかに育ち、いきいきと輝けるまち

地域全体で子育てを支えるという理念を大切に、子育て支援に積極的に取り組む市として、安心して子どもを産み、楽しく育てることができ、全ての子どもがすくすくと成長する環境づくりを目指します。

また、安全に健やかに過ごせる環境の中で、これからの社会の在り方を見据えた特色ある教育を展開し、子どもたちが未来の創り手となるための力を育むことを目指します。

### 基本目標Ⅱ 創造性や豊かな心を育むまち

市民が、生きがいづくりやまちづくりへ参画するために、生涯にわたって学び合える環境を構築するとともに、文化・スポーツ活動を通じて文化の創造・継承やスポーツに触れることで、人生100年時代を心豊かに過ごせるまちを目指します。

### 基本目標Ⅲ 共に生き、支え合い、安心して暮らせるまち

地域医療や健康づくり体制などの充実を進めることで、市民が健康で元気に暮らせるまちを目指します。

また、地域における多様な主体の連携と市民相互の支え合いを基本としながら、的確に福祉サービスを提供することにより、高齢者や障がい者など、支援を必要とする人々が、その人らしく安心して暮らせるまちを目指します。

### 基本目標Ⅳ 安全な暮らしを守るまち

市民・地域・行政の役割分担と協働のもと、地震や水害などに対する備えや、消防・救急体制を充実・強化することで、災害等に対し強靱な地域づくりを目指します。

また、犯罪や消費生活トラブルをなくすために、市民の意識高揚と警察等の関係主体との連携を図るとともに、安全な道路環境の整備を推進することにより交通事故を防ぎ、市民が安心して、安全に暮らせるまちを目指します。

## 基本目標Ⅴ 快適に過ごせる生活基盤が整備されたまち

都市基盤の整備を推進するとともに、景観の調和やライフラインの整備、公共交通の更なる利便性の向上などにより、市民生活の快適性の確保を目指します。

## 基本目標Ⅵ 都市環境と自然環境が調和したまち

戸田市が持つ都市の利便性と豊かな自然を活かしながら、市民の環境に対する意識高揚と自主的な取り組みを促すことや、快適な生活環境を創出することで、調和のとれた持続可能なまちを目指します。

## 基本目標Ⅶ 活力あふれ人が集い心ふれあうまち

多様な働き手、市内産業への支援や町会、ボランティアなどの団体に対する活動の促進などにより、「まちの活力」の創出を目指します。

また、地域資源を活かした観光の取り組みを通じて、賑わいの創出を目指すことや、国内外の地域住民の交流を促進することで、人が集まり、心ふれあうまちを目指します。

### 3 計画推進のために

---

本計画を推進するための、全ての分野における基本的な考え方を示しています。

#### 「協働によるまちづくり」

戸田市は平成26年に「戸田市自治基本条例」を制定し、まちづくりの基本原則に「協働によるまちづくり」、「まちづくりへの参加・参画」を掲げています。本計画の策定に当たっても、この基本原則に則り、市民・議会・行政の三者による検討を進めました。今後の計画推進にも協働の推進が重要となります。

さらに、地域社会において国籍や性別、年齢、個性、考え方等に違いのある様々な人々が、お互いを認め合い、共に生きていくという共生の理念を大切にしていける必要があります。

#### 「情報共有・発信の強化」

「戸田市自治基本条例」では、まちづくりの基本原則の一つに「情報共有の大切さ」を掲げています。協働によるまちづくりを進めていくためには、まずは「知る」ことが大切です。そのため、これまで以上に行政情報を分かりやすく市民や市外の方にも提供（共有）する必要があります。

また、市民発信の情報提供や市民同士の情報共有も大切な視点となります。さらに、シティプロモーションの根幹をなす「まちの魅力発信」についても、行政主導だけではなく市民も自ら発信できる仕組みが重要となります。

#### 「質の高い行財政運営の推進」

質の高い行財政運営を進めるための資源（ヒト・モノ・カネ）には限りがあり、特に資源（モノ・カネ）を扱う職員の質の向上は重要であるため、中長期的な視点に立った先行投資も含め、その資源の適切な確保や配分、有効活用は不可欠です。そのため、職員の育成、組織の活性化や行政情報化の推進による「効率的な行政運営」と、安定した財源確保、計画的な公共施設マネジメントの推進などを通じた「健全な財政運営」とともに、EBPMの推進やPDCAサイクルによる施策・事業の改善などがこれまで以上に求められます。

また、質の高い行政サービスに必要な基盤整備として、様々な行政サービスにつながる住民基礎情報の適正な管理及び迅速な処理体制の整備や条例等の整備、文書管理を適切に行う必要があります。

## 「信頼される行政の実現」

行政事務が適正に執行されなければ、市民から行政に対する信頼を得ることができません。質の高い行財政運営を維持するためには、市から独立した委員会等による、選挙の執行や監査のほか、会計事務の執行、行政処分等に対する不服申し立て制度の運用などを公正かつ適正に行うことが求められます。

また、行政と共に市政の発展に取り組む議会は適正かつ効率的に意思決定や政策提言を行うことが求められます。